

AI セーフティ・インスティテュート関係府省庁等連絡会議
設置要綱

令和 6 年 2 月 29 日

1. 趣旨

令和 6 年 2 月 14 日に設立した AI セーフティ・インスティテュートについて、AI の安全性確保に向けた政府方針等を関係府省庁等が連携して検討するため、関係府省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。必要に応じて、構成員を追加することができる。

3. 議事

連絡会議には、必要に応じて、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4. 事務処理

連絡会議に関する事務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

(別紙)

【構成員】

内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局長
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局統括官
内閣官房	国家安全保障局内閣審議官
内閣官房	内閣サイバーセキュリティセンター副センター長
警察庁	サイバー警察局長
デジタル庁	デジタル社会共通機能グループ統括官
総務省	官房総括審議官（情報通信担当）
	国際戦略局長
外務省	総合外交政策局長
	経済局長
文部科学省	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
経済産業省	商務情報政策局長
防衛省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
国立研究開発法人情報通信研究機構	理事長
国立研究開発法人理化学研究所	理事長
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	国立情報学研究所 所長
国立研究開発法人産業技術総合研究所	理事長
独立行政法人 情報処理推進機構	理事長
AI セーフティ・インスティテュート	所長

【事務局】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局